

栃木労働局「今月(12月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



～今月のおすすめ情報～

厚生労働省

栃木労働局

ホーム

局HPのトップページの
ここに掲載しています！

ニュース&トピックス

各種法令・

目的や内容で探す



仕事をお探しの皆さまへ

事業主の皆さまへ

働く皆さまへ

今月のおすすめ情報

① 令和7年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月15日）

○本年度は【「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進】を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。あわただしい時期にこそ、「安全最優先」の考え方を基本に、作業前点検の実施、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。

本年8月末現在で、県内の労働災害による死亡者数が12人と倍増したことから、当局では9月1日から12月31日まで『死亡労働災害多発警報』を発令しています。死者者の半数以上が60歳以上の高年齢労働者という状況から発令中の重点は、①高年齢労働者の災害防止対策、②墜落災害対策です。

年末年始無災害運動（中災防）

死亡労働災害多発警報



② 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

○厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め**、集中的な広報・啓発活動を実施します。

① カスタマーハラスメント・就活セクハラ対策が義務化されます

2025年6月11日に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスハラや就活セクハラを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務**となります。（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）



栃木働き方改革推進支援センター



シンポジウムの詳細は[こちら](#)

② ハラスメント研修を無料で実施します

栃木働き方改革推進支援センターでは、個別企業に**無料で管理職向け、従業員向けのハラスメント研修を実施**します。

申込先：栃木働き方改革推進支援センター：0120-800-590



③ 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

- ・開催日：令和7年12月10日（水）13:30～15:15
- ・会場：オンラインで配信（参加費無料・事前申込制）

あかるい職場応援団



④ ハラスメント対策総合情報サイト「あかるい職場応援団」

ハラスメント防止対策の取組となるパンフレットや研修動画などを提供しています。カスハラ対策の企業事例も紹介しています。

③ 年末年始は年休とってほっとひとやすみ

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。



年休
年休
年休

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しまよ。



④ 雇用管理改善セミナーを開催します！

● 「人手不足を乗り越える働き方改革」をテーマに講演

● 講師 あしがん総合研究所主任研究員

(栃木県少子化対策アドバイザー(両立支援担当))

野内 比佐子 氏



● 県南地区 12月18日(木) 14時～16時 岩舟文化会館 コスモスホール

● 県北地区 12月23日(火) 14時～16時 那須野が原ハーモニーホール 小ホール ↑

● 県央地区 12月24日(水) 14時～16時 宇都宮市文化会館 小ホール

詳しくは
コチラ

【問合せ】栃木労働局職業対策課 TEL: 028-610-3557

⑤ 栃木県特定最低賃金が令和7年12月31日から改定されます！

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日: 2025(令和7)年12月31日】	◇電子部品等製造業	1,105円	
◇塗料製造業	1,159円	◆自動車・同附属品製造業	1,114円
◆はん用機械器具製造業	1,070円	◇計量器等製造業	1,104円

注) 1 令和7年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、**令和7年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）1,068円」**が適用されます。

栃木県最低賃金
の特設ページは
こちら👉



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ**: 生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の待遇改善、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

「賃上げ」支援助成
金パッケージについ
てはこちら👉



(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

***とちぎ賃上げ加速・定着支援金**: 5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、1企業あたり最大100万円を支給。

とちぎ賃上げ加速・
定着支援金につい
てはこちら👉



【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL: 028-666-7111

賃金引上げ支援策特別相談窓口設置

中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策の一環として、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を県内使用者団体、栃木県等と連携して設置します。

開催日 12/12(金) 10:00～16:45

場所 栃木県庁昭和館 2F 多目的室2 (宇都宮市塙田1-1-20)



【申込先】栃木働き方改革推進センター

FAX: 028-678-8929 e-mail: tochigi@workstylereform.net

⑥ 建設業の事業主の皆さんへ ~「事務所等労災」の加入が必要です~

建設業における労働保険は、①工事現場に係る労災保険（現場労災）、②工事現場以外の事務所等に係る労災保険（事務所等労災）、③雇用保険の3種類があります。



自社の資材置場等の工事現場以外の場所において、特定の建設工事に付随しない業務（建設資材・工具等の片付け作業、建設機械のメンテナンス作業等）を行う場合には、②の「事務所等労災」に加入する必要がありますので、早めの加入手続きをお願いいたします。